

# 中国における独占禁止政策法の立法について 「行政的独占」問題を中心として

朴 春 琴

## 要 旨

최근 들어 중국에서는 독점규제에 관한 논의가 활발히 진행되고 있다. 그 중에서도 지방정부의 행정권 남용으로 인한 「행정적독점」은 중요한 사회적 문제로 대두하고 있다.

현재 중국에는 경쟁제도의 기본법인 독점금지법은 제정되어 있지 않으며 「불공정경쟁에 관한 법률」(1993년 9월에 제정, 12월 1일부터 시행)로 지방정부 및 소속부문의 행정권남용을 금지하고 있다. 그러나 법률조항 자체가 너무 추상적이고 불명확하여 「행정적독점」문제를 규제하는데 한계가 있다.

따라서 본 논문에서는 주로 「행정적독점」에 관한 법적규제에 대하여 검토, 분석하고자 한다. 한편, 독점규제에 관한 입법론에 대해서도 살펴보고자 한다. 주로 「행정적독점」문제를 둘러싼 현재 입법상의 몇 가지 문제점을 지적하고 이를 해결하기 위한 법적대책, 제도적 개선방향에 대하여 고찰하고자 한다.

キーワード……中国 競争 独占禁止 行政的独占 社会主義的市場經濟

## 目 次

### はじめに

#### 一 競争法に関する概観

- 1 先進各国における競争法の展開
- 2 中国における競争法の生成と発展

#### 二 「中華人民共和国反不正当竞争法」における規制

- 1 「反不正当竞争法」の構造、特徴および問題点
- 2 「行政的独占」に関する3つの規定

#### 三 今後の課題 独占禁止立法論

- 1 現行立法上の欠陥
- 2 法的対策

### 結びに代えて

## はじめに

本論に入る前に、行政的独占の問題<sup>1)</sup>は中国の計画経済の産物であることを、強調したい。計画経済から市場経済への転換を試みる中国においては、政府の行政権の濫用による行政的独占が大問題になっており、一刻も早く解決すべき喫緊の課題である。しかしながら、現在、先進各国の競争法において、行政的独占に関する規定は一切見当たらない。それは先進各国においては、そもそも「行政的独占」が過去の歴史においても現在においても存在したことがないからである<sup>2)</sup>。したがって、行政的独占の問題に限れば、中国と先進各国の法制度の比較は不可能である。ただし、中国の競争法はまだ未成熟の段階にあるため、先進各国の競争法、とりわけ独占禁止政策法を参考にしながら中国に適した独占禁止政策法を制定することは、十分に意味がある。

本稿では、まず、先進各国と中国における競争法の概観を述べる。それから、中国の行政的独占に対する法的規制について分析する。現在、中国において、独占禁止政策法そのものは存在しないものの<sup>3)</sup>、政府は価格規制、企業結合規制、地方保護主義禁止などに関する規定を設けている。また、中国競争法の目下の基本法である「中華人民共和国反不正当竞争法」の中には、政府およびその所属部門における行政権限の濫用の禁止が定められている。しかし、これらの定めは極めて抽象的で、曖昧である。したがって、行政的独占現象を規制するための法制度としては、無力ないし脆弱である。この点は、事例を取り上げながら明らかにしていく。

最後に今後の課題として、独占禁止立法論を述べる。おもに、行政的独占問題をめぐって、現在の立法上の欠陥を析出した上で、それを解決するための法的対策について考察する。

## 一 競争法に関する概観

### 1 先進各国における競争法の展開

より有効に競争制限を禁止し、不正競争を防止するため、多くの国家は、自国の諸状況に照らして、独占禁止と不正競争防止を内容とする法令を制定している。その中には、独占禁止政策法と不正競争防止法を別々に制定した国もあれば、2つの内容をまとめて1つの法典にした国もある。これらの法令は、自由かつ公正な競争を保護、促進し、競争秩序の維持を旨とするため、一般に競争法と呼ばれている。

今日、競争法を持つ国（地域）は、80にのぼる<sup>4)</sup>。世界各国の競争法<sup>5)</sup>は、経済発展の段階、産業の構造、国内市場の規模、産業政策への配慮などの違いにより、その内容および現実の執行において、必ずしも一様ではない。

以下に、世界3大競争法と呼ばれるアメリカ反トラスト法、EC競争法、日本の独占禁止法

について概観する。

#### a アメリカ反トラスト法

アメリカの反トラスト法(the Antitrust Laws)<sup>6)</sup>は、主にシャーマン法(the Sherman Act of 1890)、クレイトン法(the Clayton Act of 1914)および連邦取引委員会法(the Federal Trade Commission Act of 1914)から構成される。

シャーマン法は、世界で初めて連邦レベルで制定された独占禁止政策法である(世界最初の連邦レベルの独禁法は、正確には、1889年制定のカナダの独禁法であるが、現在の競争維持原則を確立したのはアメリカのシャーマン法である)<sup>7)</sup>。主に、取引を制限するカルテル・独占行為を禁止し、その違反に対する差し止め、刑事罰等を規定している。

クレイトン法と連邦取引委員会法は、主としてシャーマン法違反行為を未然に防止する目的で制定された。前者は、競争を阻害する価格差別、不当な排他的条件付き取引の禁止、合併等企業結合の規制、3倍額損害賠償制度等について定めており、後者は、不正な競争方法を禁止し、連邦取引委員会の権限、手続等を規定している。

南北戦争後のアメリカで石油トラストや鉄道トラストなどの巨大トラストが急速にいくつかの産業分野を支配するに至り、これに対する中小商工業者や消費者の独占反対運動の結果として、シャーマン法が制定された。また、1914年に反トラスト政策を強化するためにクレイトン法と連邦取引委員会法が制定された。しかし、1920年代および1930年代においては、反トラスト法はほとんど機能せず、本格的に運用されるようになったのは1940年代からである<sup>8)</sup>。

第二次大戦後、多くの自由主義経済諸国がシャーマン法の理念を受け継ぐ独占禁止政策法を制定した。ドイツをはじめとする欧州諸国と日本がその代表である。現在では、自由主義経済諸国のほとんどが独占禁止政策法を制定している。これは、自由主義経済を機能させるためには独占禁止政策法による競争制限の規制が不可欠であることを、アメリカ、ドイツ、日本等の独占禁止政策法保有国の経済発展の歴史から、他の各国が学んだことによるものである<sup>9)</sup>。

#### b EC 競争法

現在、世界の各国独占禁止政策法のモデル的存在となっているのは、アメリカ反トラスト法と並び、ECの独占禁止政策法(「EC競争法<sup>10)</sup>」と呼ばれる)である。

ローマ条約を根拠とするEC競争法は、主にローマ条約第81条、第82条<sup>11)</sup>および理事会規則1989年第4064号から構成され、15加盟国の事業者、事業者団体等に直接適用される<sup>12)</sup>。このうち、第81条は、競争制限的協定・協調的行為の規制であり、第82条は市場支配的地位の濫用行為の規制である。そして理事会規則1989年第4064号は、合併規制である<sup>13)</sup>。

EC競争法は、アメリカ反トラスト法の強い影響を受けてはいるものの、欧州(特にドイツとフランス)の法的伝統を背景として形成されたために、反トラスト法とは異なった特色を備

中国における独占禁止政策法の立法について（朴）

えている<sup>14)</sup>。競争維持を唯一の目的とするアメリカ反トラスト法とは違って、EC 競争法は、欧州統合を実現するための重要手段に位置付けられている。アメリカは、自由競争が経済発展をもたらすと信念を伝統的に持ち、そのために反トラスト政策を経営の基本に据えてきた。これに対し、EC では競争法にそのような位置を与えていない。競争法の直接目的は EC 市場の統合であり、究極目的は EC 経済の発展である。このため EC では競争政策と産業政策が、EC 経済の発展という同じ目的に貢献するものとして、並行して採用されている<sup>15)</sup>。

1992 年、EC 域内諸国はマーストリヒト条約（1993 年 11 月発効）により、市場統合だけでなく通貨統合と政治統合にも統合を深化させることに合意し、欧州連合（European Union）を発足させた。欧州統合の深化の前提として、市場統合を競争維持政策により完成することが要請されている。また、EFTA（欧州自由貿易連合）諸国と東欧諸国の EC への加盟が予定されている。これによる EC の地理的拡大は、市場統合のための競争政策の重要性を一層強めている<sup>16)</sup>。

### c 日本の独占禁止法

日本の独占禁止法<sup>17)</sup>は、アメリカの反トラスト法をモデルとして、第二次大戦後の経済の基本法として制定された。

但し、1947 年制定当初には、アメリカ反トラスト法よりも厳格な規制（大規模企業の分割、合併の許可制、共同行為の原則禁止）を有していた。しかし、アメリカが対日政策を転換した後の 1949 年に独占禁止法は改正され、これらの厳格規定は廃止された。アメリカ反トラスト法よりも厳格な規定を除くことにより、反トラスト法により近い立場の内容になったとの指摘もある<sup>18)</sup>。

制定されてから半世紀の間に日本の独占禁止法は、何度にもわたって改正を受けてきた。その中で 1977 年の改正<sup>19)</sup>は、初めての強化のための大改正であった。この改正を通じて、独占禁止法が企業のみならず広く国民の間にも意識され、市場経済の基本的ルールとして定着していく契機となったことは高く評価すべきである<sup>20)</sup>。

1980 年代の後半からは貿易摩擦が問題になり、日本市場の封鎖性に不満を持つアメリカの提唱により、日米構造問題協議（SII = Structural Impediment Initiative、1989 - 90）が開かれた。この協議において日本の独禁政策が主要議題になり、独禁法の執行を強化することを日本側が約束した。この結果、カルテルの課徴金額の引上げ（1992 年 3 月）や罰則上の罰金額の引上げ（同年 12 月）などについての独占禁止法の強化改正が行われた。この規制強化により、日本独占禁止法制はアメリカ型により近づいたと指摘する学者もある<sup>21)</sup>。また、日米構造問題協議の最終報告書を直接の契機として 1991 年、公正取引委員会は「流通・取引慣行ガイドライン」を策定、公表するなど、独禁法の運用が強化されている。

1990 年代初頭から継続している深刻な不況の下で、企業再編が日本経済の重要テーマとなっている。この状況において、とくに独禁法 9 条が緩和改正されて持株会社が「解禁」された。

一方、適用除外制度が大幅に削減されるなど、独禁法強化の動きは継続している。

独占禁止法の3本柱といわれている主要な実体規定は、私的独占の禁止(第3条前段)、不当な取引制限の禁止(第3条後段)および不公正な取引方法の禁止(第19条)である。なお、「不当景品類及び不当表示防止法」(1962年)と「下請代金支払遅延等防止法」(1956年)が、ともに独占禁止法の不公正な取引方法の規制を補完する機能を果たす「補完法」となっている。

## 2 中国における競争法の生成と展開

### a 中国競争法生成の歴史的背景

現在の世界経済の趨勢は、市場経済を基盤とする経済である。周知のとおり、市場経済には公正かつ自由な競争が不可欠である。中国政府も経済改革を行うなかで、次のように、競争立法の重要性を認識するようになってきた。

1949年に中国共産党政権による国家政権の誕生後、中国は旧ソ連の政権体制に倣って、高度に中央集権的な经济管理システム、いわゆる計画経済の体制を確立し、1978年に至るまでそれを実施してきた。このような計画経済体制は、半殖民地半封建社会から脱出したばかりの中国にとっては、必然的な選択であった。なぜならば、短期間で限りある国力を十分に発揮して、国民経済の基礎を迅速に回復させ、国民の基本的な生活を保障することが必要であったからである。しかし、長期にわたって維持されてきた計画経済体制は、経済基礎を束縛し、社会の活力を抑制するなど、多様な側面で副作用を起こした。このような計画経済体制の下では、商品経済が存在しないため、市場競争はなく、競争法も必要ではない。中国は、30年近くこのような状況下で国家統制により経済を運営してきた<sup>22)</sup>。したがって、中国では、社会・経済生活において、競争は基本的に存在していなかったといえる。

1978年12月、中国共産党第11期第3回中央委員会総会は、経済改革を推進し、対内的に経済を活性化し、対外的には開放を進める政策を決定し、市場経済の原理をも導入して、社会主義的商品経済の発展を期することとした。しかし、長期にわたって実施されてきた計画経済を市場経済に転換させるには、様々な問題を克服しなければならなかった。当時、市場秩序の混乱は全国的な大問題になっており、また、市場参加者の意識は概してきわめて低く、市場経済の観念はまだ形成されていなかった。そして、権力の濫用による不正競争も頻繁に現われた<sup>23)</sup>。このような状況の下に、中国国務院は1980年10月17日、「社会主義競争の展開および保護に関する暫定規定」(「关于開展和保護社会主義竞争的暫行規定」)を公布した。反不正当竞争法、価格法等の登場により、2001年10月6日の国務院令第319号はこの暫定規定を廃止した。この行政法規は、当時の中国において不正競争に関する最初の立法であり、中国の経済を競争環境に導く措置であった。同時に競争秩序の確立、保護等の面でいくつかの規定を設けた。また、初めて独占禁止、特に行政的独占の防止の問題を提起した<sup>24)</sup>。

中国における独占禁止政策法の立法について（朴）

その後、中国中央政府は、「商品流通における不正行為防止に関する国務院通知」（「国務院關於制止商品流通中不正之風的通知」、国務院、1981年7月）、「工業品売買における制限禁止に関する通知」（「關於在工業品購鎖中禁止封鎖的通知」、国務院、1982年4月）、「小売業者に強制的に不当な抱き合わせを求める卸業者の行為を禁ずることに関する通知」（「關於禁止批發企業向零售企業硬性搭配商品的通知」、中国商業部、1982年6月）などの一連の経済分野における競争問題に関する行政法規を相次いで公布した。

この時期の中国経済は、まさに計画経済から市場経済への転換の初期段階にあり、国家経済状況は依然として計画経済の枠の中で運営されていたので、競争秩序を規制する各種法規にも、計画経済の色彩が非常に濃く残っていた。また、当時の政治・経済体制における制約のゆえに、これらの規定は厳格に執行されることはなかった。しかしながら、多くの不十分な点があったとはいえ、競争法がなかった当時の中国にとっては、やはり大きな進歩であったといえよう。

#### b 中国競争法の現状および発展

国家政策に導かれ、一部の地方政府では、反不正当竞争法が登場する以前の80年代半ばから、反不正当竞争に関する地方法規を次々と制定し始めた。

1985年11月29日、武漢市人民政府は「武漢市不正競争行為禁止試行弁法」（「武漢市制止不正競争行為試行辦法」）を公布した。本法規は全16条、約2000字にすぎなかったが、混同、懸賞販売、営業賄賂、詐欺的広告など、様々な不正競争行為に対して全面的に規制を施した規定である。また、地方法規<sup>25)</sup>であるとはいえ、中国の歴史上、初の比較的完備された競争秩序法規でもあった<sup>26)</sup>。武漢市に続いて、上海、江西、北京等の地域で相次いで不正競争行為禁止法規が公布された<sup>27)</sup>。これらの地方法規の中で、防止しなければならない不正競争行為およびその行政処罰が定められた。江西省の弁法<sup>28)</sup>においては、不正競争行為の例外が明確に規定された。すなわち、国の経済と人民の生活に関わる重要な業種または商品について国家が統一的に管理し、専売し、政府が法により命令的計画を下達し、国家および省が特別の措置を取る等の行為はすべて不正競争行為には属しないとされた<sup>29)</sup>。

80年代には、全国レベルの反不正当竞争法はまだ公布されていなかったが、改革開放政策に沿う数多くの行政法規が中央政府により公布されてきた<sup>30)</sup>。これらの競争立法は、あらゆる面において、それ以前の競争法規と比べて大きなレベルアップであった。これらの法令の制定と施行は、その後の全国レベルの競争法典の制定に向けて大きな影響を与えた。

十年以上にわたって積み重ねられた経済改革と競争立法の実績を踏まえて、1993年9月2日、中国全国人民代表大会常務委員会は、中国の初めての競争法典「中華人民共和國反不正当竞争法」を採択した。その後、消費者權益保護法、價格法、入札法などを矢つぎ早に公布した<sup>31)</sup>。

国家レベルの法律等の公布に伴い、国務院は「公益企業競争制限禁止に関する若干の規定」（「禁止公用企業限制競争行為的若干規定」、1993年12月）や「懸賞販売行為禁止規定」（「禁

止有獎鎖售の規定」、1993年12月)「市場経済活動における地域封鎖の禁止に関する規定」(「關於禁止在市場經濟活動中實行地区封鎖の規定」、2001年4月)などの行政法規を公布した。これらは「中華人民共和国反不正競争法」の補助規定である。

地方法規の制定も、注目を集めている。現時点で全国には、北京市を始めとする20以上の省、市が、不正競争防止に関する条例を有している<sup>32)</sup>。例えば、「北京市の反不正競争条例」(1994年)「上海市の反不正競争条例」(1995年)「厦門市の反不正競争条例」(1998年)などがある。

中華人民共和国反不正競争法を基本としたこの時期における競争法の整備は、なお体系化された法制とは言い難く、内容的にも未熟な点が少なくない。したがって、中国の競争法体系が完備され、成熟の段階にまで到達するには、かなり長い時間がかかるであろう。

## 二 「中華人民共和国反不正競争法」における規制

### 1 「反不正競争法」の構造、特徴および問題点

#### a 構造

中国の反不正競争法は、市場経済の基本法として、社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公正な競争を保護し、経営者および消費者の適法な権益を保護することを目的として制定された(第1条)。その内容を法規制の性格から分類すると、日本の不正競争防止法に相当する部分、不公正取引の規制に関する部分(日本では独占禁止法が規制する領域)、その他の部分(中国独自の事情に基づく法規制等)に大別することができる<sup>33)</sup>。

#### b 特徴

中国の反不正競争法を日本の競争法と比較すると、次の2つの特徴<sup>34)</sup>がある。

第一に、競争法の中で、もっとも重要な私的独占・カルテルに関する規制が欠けている反面、公益事業者による取引強制の禁止、行政権の濫用による競争制限の禁止といった、先進国の競争法では通常みられない規定が存在する。

第二に、不正商品の禁止、賄賂の禁止など、一般的には知的財産権法や刑法などで禁止される行為の規制が、反不正競争法に盛り込まれている。

公益事業者による取引強制の禁止、行政権の濫用による競争制限の禁止規定は、最も中国的事情に対応した規定である。中国では、計画経済の「後遺症」もあって、行政権を利用して、地域封鎖や部門の分割<sup>35)</sup>などを行う政府およびその所属部門の慣習がなかなか改められない。また、80年代において、大量の全国規模・地方規模の「行政的公司」<sup>36)</sup>が生み出された。さらに、90年代においては、各レベルの政府機構改革の中で「翻牌公司」(政府の行政機関がその人

中国における独占禁止政策法の立法について（朴）

員、職権、場所などはほとんど変更せず、名称のみを変更して企業に転身した会社）が生み出された。これらの行政権の濫用による市場支配の弊害が非常に大きいので、第7条（行政権の濫用による競争制限の禁止）が特に置かれた<sup>37)</sup>。前述の特徴の第二の非競争法的規定についても、知的財産権法等の整備の遅れが背景にある。

中国は、反不正当竞争法制定において漸進的アプローチを採用したので、現在がこのような状況であるのは、ある意味でやむを得ないといえよう。

### c 問題点

反不正当竞争法の全体的な構造からみると、次のような、いくつかの問題点があると考えられる。

競争法の中心であるべき私的独占・カルテルに対する規制を欠くことである。たしかに、同法第6条及び第7条は、経営者の独占行為禁止と地方政府の行政的独占行為禁止を定めている。この点では、独占禁止政策を取り入れている。しかしながら、競争制限を一般的に禁止する規制が設けられていないため、競争政策法として不十分である<sup>38)</sup>。

すべての不正競争行為に適用できる一般条項がない。本法は不正競争行為に対して限定列挙方式を採用したため、その内容は現実の生活から乖離している<sup>39)</sup>。

中国の現状に適した適用除外規定が欠けている。公益事業のように、市場経済にまかせたままでは国民生活に必要な財やサービスが安定的に供給されない分野があることから、これを確保するために政府が経済活動に介入することがある。また、発展段階にある特定の産業を育成・強化したり、経済的基礎が弱い中小規模の企業を保護・育成する目的で、これらの事業者にも共同行為を認める必要がある場合もある。これらの場合には、いずれも独占禁止政策法、あるいは不正競争防止法の適用が除外されるべきである<sup>40)</sup>。しかし本法には、原価割れ販売の正当化事由に関する適用除外規定があるのみである<sup>41)</sup>。

本法は、行政罰に重点を置く一方、刑事罰に関する規定が十分ではない。アメリカの反トラスト法は経済法であると同時に、刑事法でもある。なぜならば、アメリカの反トラスト法は一部の独占行為と不正競争行為を、直接に刑事犯罪として規定しているからである。しかし、中国の反不正当竞争法においては、刑事責任に関する規定は第21条2項（虚偽・劣悪な商品を販売して犯罪を構成する場合）、第22条（経営者が贈賄し、もって商品を販売または購入して犯罪を構成する場合）、第31条（不正競争行為を監督・検査する国家公務員が職権を濫用または職務を懈怠して犯罪を構成する場合）及び第32条（不正競争行為を監督・検査する国家公務員が私利を図り、犯罪を構成する経営者を故意に庇護して訴追を受けさせなかった場合）の4ヶ条しかない。



その他の不正競争行為に関しては、違法行為停止命令、違法所得の没収、あるいは一定額の過料などの行政制裁を規定するにすぎない。

要するに、中国反不正当竞争法は、一連の問題に対して明確な規定を欠くことは事実であり、また、様々な原因により、依然として厳しい限界が残されている。

## 2 「行政的独占」に関する3つの規定

次に、本稿の主題である行政的独占に関する中国反不正当竞争法の規定を詳しく検討する。

### a 第7条

中国反不正当竞争法第7条は、次のように定める。「政府およびその所属部門は、行政権を濫用して他人に対してその指定する経営者の商品の購入を制限し、もって他の経営者の正当な経営活動を排除してはならない」(第1項)。「政府およびその所属部門は、行政権を濫用して他の地方の商品が当該地方の市場に参入することを制限し、または当該地方の商品が他の地方の市場において流通することを制限してはならない」(第2項)。

行政権の濫用による競争制限行為は、本来ならば一般的には行政法または独占禁止政策法の規制範囲に属するのであり、狭義の不正競争行為とは異なる問題である。狭義の不正競争行為とは、市場における取引の際に、欺罔、強制、誹謗中傷、窃取等の不正手段をもって取引に従事する行為である。この2つの競争制限行為は、行為の実施主体についても所轄機関についても異なる。中国では反不正当竞争法を制定する際に、当時は独占禁止政策法を制定する条件が未だ充たされていないと判断されたが、しかし、すでに行政権の濫用による競争制限行為が存在したため、応急措置として反不正当竞争法の中に、行政的独占禁止の規定が設けられた<sup>42)</sup>。

第7条の規定によると、政府およびその所属部門による行政権限の濫用には、2種類の行為がある。1つは政府の経済管轄部門が行政権限を持つ会社を設立し、またはその設立した会社に特権を与えることによって、人為的にその競争力を高める場合である。これは「権限利用の経営」(原語は「権力経商」と呼ばれる。もう1つは地方保護主義である。

具体的な事例を取り上げながら、行政権の濫用による競争制限行為に関して見ていこう。

#### \* ハルビン市市容辦<sup>43)</sup>の行政権の濫用による競争制限の事例<sup>44)</sup>

1994年7月26日、ハルビン市市容辦は、屋外商業広告管理の強化と街の外観管理の強化を理由として、市容辦発【1994】15号(以下、15号と略称する)を公布した。15号の規定によると、屋外商業広告は、中世広告公司、園林広告公司(両者とも、ハルビンの市政局が設立した企業である)および現代広告公司が統一して製作し、他の広告会社は、屋外商業広告を製作してはならない。また、15号の規定に違反した者に対しては、管理部門による取調べ、または過料が課される。このようなハルビン市市容辦の行政権による市場への干渉行為に対して、他の広告会社たちは自己の適法な経営利益

が損なわれると訴え、ハルビン市工商局<sup>45)</sup>に調査・保護を要求した。ハルビン市工商局の調査によると、ハルビン市で工商行政管理部門の許可を得、登録している広告会社は 269 社で、それら全てが屋外広告経営権を有している。15 号の規定は、他の広告会社たちの正当な経営活動を重大に妨害していた。そこで市工商局は、市容辦の行為は明らかに反不正当竞争法第 7 条第 1 項の規定に違反する行政権の濫用による競争制限行為であると認定し、正常な競争秩序を維持するため、15 号を取り消した。ハルビン市市容辦は政府の所属部門であるから、行政権を利用して競争領域に介入し、市場競争機能の発揮を妨害した本件の行為は、反不正当竞争法第 7 条第 1 項が禁止する行為に該当する。また、ハルビン市市容辦が公布した 15 号は、屋外商業広告の中世広告公司および園林広告公司が統一して製作することとし、他の広告会社の製作は禁止した。しかし、中世広告公司与園林広告公司の両者とも、ハルビン市市容辦が設立した企業である。したがって、ハルビン市市容辦の行政権を利用して文書を公布し、他の経営者の正当な利益を侵害した行為は、不正競争行為である。

「権限利用の経営」の問題について、國務院は行政と企業の分離（原語は「政企分開」）の原則に基づいて、企業の問題を整理し、党および政府による企業設立を禁止した。たとえば、1984 年 12 月 3 日の「党政機関および党政幹部の商業、または企業への従事を厳禁する中央、國務院の決定」（「中共中央、國務院關於嚴禁党政機関和党政幹部經商、辦企業的決定」）の中に、「各レベルの党政機関、とりわけ經濟部門および主要責任者は、經濟建設の企画・管理職能を正確に発揮しなければならない。また、行政と企業の分離、役所と民間企業の分離（原語は「官商分離」）の原則を守らなければならない…。決して、手中の権力を濫用して、党および国家の規定を無視し、商業を經營したり、企業を設立したりして、私利を獲得してはならない」という規定が設けられた。

地方保護主義についても、國務院はいくつかの行政法規を公布した。とりわけ、昨年に公布した「市場經濟活動における地域封鎖の禁止に関する規定」（2001 年 4 月）は、実際の經濟生活における様々な地域封鎖行為の禁止を、明確に定めている。例えば、市場經濟活動における地域封鎖行為の禁止および地方保護主義の排除を当該規定の立法宗旨として明言している（第 1 条）。また、例示列挙方式により地域封鎖の具体的種類を定めている（第 4 条）。この規定の公布は、まさに現在の中国における行政的独占問題の深刻さを反映したものであるといえよう。

このように、政府の行政権濫用、競争制限行為の防止に関する規制としては、反不正当竞争法第 7 条のほかにも、いくつかの行政法規がある。そのなかで、主要な法的禁止根拠としては、反不正当竞争法第 7 条の規定しかない。しかしながら、第 7 条の規定は、あまりに漠然としており、不十分である。もちろん、第 7 条の規定は、行政権の濫用が行政的独占の基本特徴であり、行政的独占の具体的形態に関して定めており、行政的独占の禁止に関する基本的な法的根拠を提供することは事実である。しかし、具体性を欠き、規制範囲が狭いため、実際の運用においては困難がある<sup>46)</sup>。

## b 第30条

反不正当竞争法第30条は、「政府およびその所属部門が、第7条の規定に違反して、他人に対してその指定する経営者の商品の購入を制限し、他の経営者の正当な経営活動を制限し、または商品の地区相互間における正常な流通を制限した場合は、上級機関が是正を命ずる。事案が重大である場合には、同級または上級の機関が直接責任者に対して行政処分<sup>47)</sup>を課す。指定された経営者が当該機会を利用して品質が劣り、価格の高い商品を販売し、またはみだりに費用を収受した場合は、監督・検査部門は、違法売上金を没収しなければならない、事案に応じて違法売上金相当額以上で3倍以下の過料を課することができる」と定める。政府の行政権の濫用を通じた不法行為による法的責任に関する規定である。

この規定によると、政府の行政権の濫用による競争制限行為に対する法的制裁は、上級機関による是正命令だけである。被害者には行政訴訟法に従って行政訴訟を提起する権利すらない。したがって、行政権に対する抑止力は弱い。

第30条にいう「上級機関」は、司法機関ではない。したがって、この上級機関に勤務する職員は、独占禁止政策法に詳しいわけではなく、独占禁止政策法の執行を任務と捉えるわけでもない。また、中国の各レベルの政府機関において、上下関係は友人関係または知り合い関係であることが多い。したがって、上級機関が下級機関の競争制限行為に対し、真面目に監督・検査を行おうとしないケースがしばしばある。上級機関が下級機関の行政権濫用行為を故意に看過したり、大きな問題は縮小し、小さな問題は黙認する態度を取ったりすると、被害者の法的利益は保護されなくなり、政府の行政権の濫用による競争制限行為の適正な是正もできなくなる。実際、かかる状況が慢性化している<sup>48)</sup>。反不正当竞争法が中国で公布されてから、8年を経ている。また、中国の現在の経済生活のなかで、行政的独占行為が競争秩序を最も阻害していることも周知の事実である。それにもかかわらず、「上級機関」が「下級機関」の行政権の濫用行為に対して監督・検査を行い、さらに直接責任者に対して行政処分を課するというケースは、わずかしかない<sup>49)</sup>。

## c 第3条第2項

反不正当竞争法第3条第2項は、「県レベル以上の人民政府の工商行政管理部門は、不正競争行為に対して監督・検査を行う。法律または行政法規の規定により、その他の部門が監督・検査を行う場合は、当該規定による」と定める。

しかし、中国の反不正当竞争法には監督・検査担当部署に関する一般的規定はあるものの、その地位に関する規定がない。しかも、監督・検査部門の構成、設立、権限に関する具体的な規定が設けられていない。つまり中国には、アメリカ、ドイツ、日本などの先進国が有するような、独占禁止の法目的を実現するための専門的な法執行機関はないとして差し支えない。

1994年1月、現実の必要に応じて、国务院は国家工商行政管理局<sup>50)</sup>の下に公平交易局を設立

中国における独占禁止政策法の立法について（朴）

し、その下に不当競争禁止課（原語は「反不正当竞争処」）と独占禁止課（原語は「反独占処」）を設けた。前者は主に反不正当竞争法の施行を行い、後者は独占禁止政策法の制定および施行のための準備作業を行っている。しかし、政府およびその所属部門の行政権の濫用による競争制限行為に対しては、工商行政管理局ではなく、上級機関が是正を命ずることになっている。すなわち、反不正当竞争法第7条違反の案件について、工商行政管理機関は直接に処理する権限を持っていない。しかし、実際には、多くの地方政府は工商行政管理機関に調査と報告書の提出を委託している<sup>51)</sup>。

行政的競争制限行為に対する監督不足の現状を変えるためには、監督・検査機関を明確し、独立性を持つ専門的な執行機関を設立すべきである。

### 三 今後の課題 独占禁止立法論

現在、行政的独占の問題に関する規制は、多数の「条例」、「通達」、「規定」および「反不正当竞争法」の中に盛り込まれているが、その構造には一貫性がなく、完全な体系として形成されているとは言い難い。

また、反不正当竞争法が起草された当時は、中国における競争法についての理論研究が未熟であった。そのため、当時公布された競争関係の諸法においては、様々な基本的な理論的諸問題が未解決のままの状態となっている。当時の背景から見れば、これは避け難かった<sup>52)</sup>。

反不正当竞争法は、中国の経済の急速な発展に応じて制定されたものであるといわれているが、その条文の解釈にせよ、適用にせよ、また、その執行機関にしても、多くの課題が残されていることは否定できない。

本章では、主に行政的独占の問題をめぐって、立法上の欠陥を分析したうえで、それを解決するための法的対策について考察する。

#### 1 現行立法上の欠陥

##### a 独占禁止政策法の欠如

他の市場経済国の経験が示すように、市場経済は競争の経済であり、それ自体では公正な競争を維持することができない。企業が競争圧力から逃れるため、申合せや結合などの勢力拡大の手段を通じて、独占的な地位を獲得しようとする。市場経済の未成熟な中国においても、競争制限的な現象がしばしば出現している。たとえば、企業が価格カルテルの形成や企業集団の設立を通じて、市場を支配する事件が多発している<sup>53)</sup>。同時に、行政的独占による競争の阻害が大問題になっている。しかし、これらに関する規制は、多様な法規の中に分散している。また、多くの法的規制は具体性を欠き、罰則を設けていないため、実際の運用に困難がある<sup>54)</sup>。

したがって、開放され、競争のある統一した市場の形成、企業の公正な競争環境の維持、また社会主義市場経済システムの健全な発展のために、中国において、独占禁止政策法を中核とする競争維持の法制度を確立する必要性は極めて高い。

#### b 制裁の不十分性

反不正当竞争法第30条の規定によると、政府およびその所属部門が第7条の規定に違反した場合は、上級機関が是正を命じ、また、当該の事案が重大である場合には、同級または上級の機関が直接の責任者に対して行政処分を課すこととされている。つまり、行政的独占の問題に関する規制手段は行政的規制手段のみであり、民事的または刑事的な規制は定められていない。しかしながら、行政処分だけでは執行力を欠く。政府およびその所属部門の行政権の濫用行為に対する抑止力も不足している。

したがって、行政責任を追及する以外に、事案の重大性に依じて刑事責任を科す必要があるだろう<sup>55)</sup>。

#### c 運用機関の不明確性

反不正当竞争法第3条第2項の規定によると、当該法の運用機関は、法律または行政法規による特別の規定がない限り、県レベル以上の工商行政管理機関である。

しかし、同法第30条の規定によると、行政的独占の問題については、政府及びその所属部門の「上級機関」が運用機関である。すなわち、工商行政管理局は、直接処理する権限を持っていない。

また、反不正当竞争法は一部の関連法律と競合があるため、同一の不正競争行為に対し、2つ以上の行政機関が管轄権を有する場合がある。

さらに、法的な観点からみれば、中国の工商行政管理機関は、反不正当竞争法の運用機関として機能するには不適切な多様な問題を抱えている。たとえば、独立性の欠如、執行力の不足などが挙げられる。

したがって、競争的な社会主義市場経済秩序を構築するため、独立かつ執行力のある競争法の運用機関を設置する必要があるだろう。

## 2 法的対策

#### a 行政権制限原則の確立

世界各国と同じく、中国において行政権が関係する領域は非常に広範で、司法、経済、教育、軍事、人事、組織など多様な分野に及んでいる。行政権の公益性は、明白である。

中国において行政的独占の問題が生じる原因の1つとして、行政権の経済化が挙げられる。

行政権に濃厚な経済的色彩があって、行政主体が権利を行使する際に、行政権の固有の属性を認識せず、行政権を通して経済利益をはかるなど、行政権と経済の混同が顕著にみられる。

したがって、行政的独占の問題にかかわる法律を制定する際には、先ず、行政と経済の分離の原則を明確にすべきである。行政権は経済的利益から独立して行使されねばならないことを確定すると同時に、行政権の従属性、サービス性を明確化しなければならない。

#### b 法的責任の強化

法的責任には、行政、民事及び刑事責任の3種類があるが、反不正当竞争法は行政責任に重点を置いている。とりわけ、行政的独占の問題については、行政処分を課す規定しかない<sup>56)</sup>。現在、中国において、行政的独占問題の市場経済秩序に対する侵害および社会的有害性は、直接の責任者に行政処分を課すだけでは治まらないほど、重大な状態にすでになっている<sup>57)</sup>。

また、いかなる行政行為であっても、その主体は全て国家行政機関の名義で現われるため、公務員個人は行政主体になることができない<sup>58)</sup>。「中華人民共和国国家賠償法」(1994年5月12日公布、1995年1月1日施行)第7条第1項は、「行政機関およびその職員が行政職権を行使して自然人、法人その他の組織の適法な権益を侵害して損害をもたらしたときは、当該行政機関はその損害を賠償しなければならない」と規定している。つまり、違法行為の責任は公務員個人ではなく、行政機関が負う。その結果、公務員は違法行為に対する個人的な責任を感じない傾向がある。

したがって、行政的独占行為の法的責任を追及する際には、行政機関の責任と個人責任の統一主義を採って、行政機関が負うべき法的責任を規定するとともに、直接責任者の個人的な法的責任(刑事責任を追及する可能性を確保すべきである)も厳しく規定すべきである<sup>59)</sup>。

#### c 運用機関の権限の具体化

現在、中国において競争法の基本法と呼ばれている反不正当竞争法においては、運用機関の権限に関する具体的な規定は置かれていない。検査を受ける経営者、利害関係人及び証明人に対する質問権、資料提供の要求および資料のコピー権、経営者に対する活動禁止命令権など<sup>60)</sup>、きわめて表面的な権利が定められているにすぎない。そのため、実際の運用においては、多様な支障が生じている<sup>61)</sup>。

したがって、運用機関には、アメリカ連邦取引委員会<sup>62)</sup>や日本の公正取引委員会<sup>63)</sup>のように、一般行政的権限のほかに、準立法的権限および準司法的権限が与えられるべきである。ここで、一般行政的権限とは、運用機関の管理権、調査権、指導権など、基本的な行政的権限を指す。特に重要なのは、違反行為を排除する権限を与えることである。さらに、運用機関に、事件の処理手続、施行の規則などの規則制定権のような準立法的権限を与えることにより、行政的独占の問題に対する監督・検査は一層公正かつ徹底して行われるであろう。また運用機関に、行

政的独占の問題に関して、審判手続を行う権限を与えることが必要である。ここでいう審判手続は、裁判に類似した手続とすべきである。

#### d 救済制度の導入

最後に、行政的独占の問題に関する法律には、司法審査、行政系統内部での監督など、救済制度の規定も盛り込まれるべきである。

##### 司法ルートによる救済

行政行為に対する司法審査とは、国家が司法機関を通して、行政機関の行政権の行使を伴う活動に対して審査を行い、違法行為の是正を命じ、自然人、法人その他の組織に損害を与えた場合には、その救済を行う法制度である<sup>64)</sup>。「中華人民共和国行政訴訟法」(1989年4月4日公布、1990年10月1日施行)第11条第1項は、限定列挙方式により司法審査の対象となる8種類の行政行為を規定している。その中で、「法律に定める経営自主権を行政機関が侵害したと認めるとき」(第3号)及び「その他の人身権および財産権を行政機関が侵害したと認めるとき」(第8号)は、すでに行政的独占行為を司法審査の対象とする可能性を含んでいる。しかし、行政訴訟法によるおおまかな規定では、法的手段とするには不十分である。行政的独占の問題に関する法律のなかに、訴訟を提起できる行政的独占行為の類型を列挙すべきである。それにより、真の司法ルートによる救済ができよう<sup>65)</sup>。

##### 行政ルートによる救済

一般に、行政系統内部においては一種の自己監督が行われる。主として、上級の行政機関が下級の行政機関に対して、および各レベルの人民政府がその所属部門に対して監督する。反不正競争法第30条には「政府及びその所属部門が、第7条の規定に違反して……上級機関が是正を命ずる。事案が重大である場合には、同級または上級の機関が直接責任者に対して行政処分を課す……」という行政ルートによる救済規定が定められている。しかし、この規定は、包括性を欠いている。行政的独占の問題に関する法律には、行政ルートによる救済の範囲から形態、手続まで、より完成された規定が置かれるべきである<sup>66)</sup>。

## 結びに代えて

本論の締め括りとして、全般的コメントをしておきたい。第一に、中国において、独占禁止政策法制定の必要性が非常に高いことである。第二に、行政的独占問題が単に表面的な問題ではないことである。

WTOへの加盟に伴い、中国は現在、数千にもものぼる法令の制定ないし改廃を迫られている。独占禁止政策法の制定もその1つである。

ここで最も重要なのは、独占禁止政策法の立法作業を行う際、中国の実情を踏まえながらも

日本を含む先進各国における競争法の理論的研究の成果と法の施行上の経験を深く検討、吸収する必要があることである。ただし、中国の将来の独占禁止政策法を日本など他国の独占禁止政策法のモデルと全く同じ形態にする必要はない。特に、行政的独占の問題に関する規制には、他国に範とすべき例はないのであるから、中国の現状を徹底的に分析した上で特別な規定を定めなければならないであろう。

勿論、行政的独占の問題は、立法上の対処だけでの解決には限界がある。松下満雄教授によると、法は理論の所産である以前に、社会的必要と歴史、そして、しばしば政治の所産であるとされる<sup>67)</sup>。中国の行政的独占は、まさにその歴史の中で形成されてきた中国固有の社会構造や政治体制における問題と経済問題が交錯する分野で顕在化している問題領域である。行政的独占の問題を根本的に解決するには、そもそも中国の経済体制及び政治体制の改革をより一層進めなければならないであろう。かかる側面については、今後の研究課題としたい。

< 注 >

- 1) 行政的独占の概念、行政的独占がどのような背景の下で生まれたか、どのような特徴を持つか、また、公正かつ自由な競争を阻害する行政的独占の主な類型はどのようなものかについては、拙稿「中国における『行政的独占』の現状に関する考察」(『現代社会文化研究』22号、2001)参照。
- 2) 伝統的な市場経済を実施してきた資本主義国家においては、経済に対する政府の関与は主に市場への介入であり、ミクロ経済に対する直接干渉はほとんど見当たらない。しかし、中国の市場経済システムは、資本主義国家のような長期間にわたる自由競争の経済発展段階を通過せず、国の経済改革政策により、高度に中央集権的な計画経済システムから転換されたものであるため、本来ならば市場メカニズムにまかせるべき企業行動が、政府の行政権の濫用により左右されることは常に存在する。
- 3) 最近、中国は独占禁止政策法に対する関心が高まり、先進各国の競争立法に関して活発な研究が行われている。現在、独占禁止政策法の起草作業は、国家経済貿易委員会及び国家工商行政管理局によって進められており、近年中に制定されるものと思われる。
- 4) 「世界の競争法」<<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/top.html>>2002年5月16日参照。
- 5) 国によって競争法の名称は異なる。米国では反トラスト法、ドイツでは競争制限防止法、日本では独占禁止法、欧州連合(EC)では競争法と呼ばれる。
- 6) アメリカには連邦法としての反トラスト法以外に各州も反トラスト法を持っている。しかし各州の反トラスト法の重要性は低いので、本稿では、考察の対象を連邦法としての反トラスト法に限定する。
- 7) 根岸哲・杉浦市郎編『経済法〔第2版〕』(法律出版社、1999)9頁。
- 8) 反トラスト法制定の経緯について詳しくは、矢沢惇「アメリカにおける反トラスト法の形成(1)(2)」(『法律時報』19巻4号)20頁以下、19巻5号73頁以下参照。
- 9) 滝川敏明『日米EUの独禁法と競争政策』(青林書院、1996)5頁、佐藤一雄ほか編『テキスト独占禁止法〔第三版〕』(青林書院、1998)287頁。
- 10) 競争法に関する最近の本を読むと、EC競争法イコールEU競争法という印象を強く受けるが、法理論上ではEC競争法が正しい。競争法はもっぱら欧州共同体に関する問題だからである。EUとECの用語の使い分けについては、越知保見『欧米独占禁止法の解説』(商事法務研究会、2000)16~17頁参照。
- 11) 1999年5月1日に発効したアムステルダム条約第12条の規定により、旧第85条が第81条に、旧第86条が第82条に条文番号が変更されている。
- 12) <<http://www.jftc.go.jp/worldcom/html/country/eu.html>>2002年5月16日参照。
- 13) 規制内容についての詳細は、沢田克己「EC企業結合規制規則における競争政策と産業政策(1)(2)・完」(新潟大学『法政理論』26巻1号)79頁以下、同巻2号57頁以下参照。
- 14) 佐藤一雄ほか編(前掲注9)288頁。
- 15) 滝川敏明(前掲注9)7~8頁。
- 16) 滝川敏明・前掲・7頁。
- 17) 制定前後の歴史的背景の詳細については、公正取引委員会事務局編『独占禁止政策三十年史』(1977)



参照。

- 18) 滝川敏明(前掲注9)9頁。
- 19) 経緯の詳細については、実方謙二『独占禁止法と現代経済』(成文堂、1977)301頁以下参照。
- 20) 松下満雄『国際化時代の競争政策 独占禁止法制定50年』(有斐閣、1997)50頁。
- 21) 滝川敏明(前掲注9)10頁。
- 22) 黄綺ほか編『反不正当竞争法実例説』(湖南人民出版社、1998)16頁。
- 23) 黄綺ほか編・前掲・17~20頁。
- 24) 「社会主義競争の展開および保護に関する暫定規定」第3条と第6条。
- 25) 日本の条例に相当する。立法権限は、省、自治区、直轄市、比較的大きい市の人民代表大会及び同常務委員会に属する。
- 26) 種明釗編『競争法』(法律出版社、1997)77頁。
- 27) 上海は1987年10月15日、江西は1989年2月3日、北京は1991年4月10日にそれぞれ地方法規を公布した。
- 28) 中国における地方法規名の1つである。
- 29) 史際春(斎藤明美、佐藤七重訳)『中国経済法の理論と実際』(成文堂、2000)164頁(美炯編『維護公平競争法』1991年版 220~222頁)。
- 30) 例えば、「抱き合わせ販売問題の解決に関する通知」(「關於認真解決商品搭售問題的通知」、国務院、1986年7月)、「社会経済活動中の不法な手段による利益獲得行為を禁ずることに関する通知」(「關於嚴禁在社会經濟活動中牟取非法利益的通知」、国務院、1986年8月)、「地域封鎖を阻止し、商品流通環境を改善する通知」(「關於打破地区封鎖、進一步搞活商品流通的通知」、国務院、1990年10月)、「詐欺的、偽劣商品の商品流通環境中の犯罪を罰する決定」(「關於懲治生産、鎖售偽劣商品犯罪的決定」、全国人民代表大会常務委員会、1993年7月)(李月君「我国反不正当竞争法的發展及展望」蘭大学報 1995年1期 55~61頁)。
- 31) 「価格法」の中には価格カルテルの禁止規定が、「入札法」の中には地域封鎖、業種独占の禁止規定が設けられている。
- 32) <<http://www.chinalaw114.com/difang/>>2002年5月16日参照。
- 33) 村上幸隆「中国不正競争防止法の最近の動向」(『国際商事法務』Vol.26、No.9、1998)947頁。
- 34) 舟橋和幸「中国競争政策の現状と課題」(『公正取引』554号、1996)23頁。
- 35) これに関する詳細内容は、拙稿「中国における『行政的独占』の現状に関する考察」(『現代社会文化研究』22号、2001)参照。
- 36) 中国では、改革以前から存在していた生産単位と経営単位が工場とか企業と呼ばれてきたのに対し、改革によってそれまで政府機関が担っていた経済機能を分離して独立の組織を形成した場合、これを会社と呼ぶのが一般的であった。この種の会社の中には、名称だけ会社となり、依然として「行政管理機関」としての性格を強く残している会社があった。これを行政的公司(原語は「行政性公司」と呼んだわけである。國谷知史「中国の企業法」(早稲田大学エクステンションセンター編『中国ビジネスの法と実際』(日本評論社、1994))106頁)。
- 37) 張輝「中国競争法(「反不正当竞争法」)について」(『公正取引』520号、1994)55~56頁。
- 38) 前の部分ですでに述べたように、独占禁止政策法と不正競争防止法を別々に制定した国もあれば、1つの法典にした国もある。中国の反不正当竞争法は未熟ではあるものの、後者に属するといえる。第2章の規定の中には独占禁止の内容も定められているからである。しかし、これらの規定は極小範囲しか言及していない。本来、独占禁止政策法が規定すべき私的独占やカルテルに関する規定は一切ない。したがって、これは、現行競争法の不足の大問題であると思われる。
- 39) 不正商品、不当販売、抱き合わせ販売などの11種類しか挙げられていない。実際には、それ以外の多様な不正競争が存在する。
- 40) 最近、先進各国においては、適用除外規定を大幅に改正する動きが見られている。日本の場合、平成12年(2000年)の独禁法改正により、電気や瓦斯などの自然独占に関する適用除外規定が削除された。これには、市場経済が高度に發展している時代が背景になっている。しかし、市場経済の初期段階にある中国では、自然独占などに関する適用除外規定をおくべきである。
- 41) 第11条は、原価割れ販売を禁止すると同時に「…(1)生鮮品を販売すること、(2)有効期間が間もなく満了する商品その他の在庫商品を処理すること、(3)季節的性質を有する商品の価格を引き下げること、(4)債務の弁済、生産の転換または休業のため価格を引き下げて商品を販売すること」を、その例外として定めている。このような規定は、日本やフランスの不当販売規制における正当化事由と類似している。
- 42) 黄綺ほか編(前掲注22)170頁。

中国における独占禁止政策法の立法について（朴）

- 43) ハルビン市市容辦とは、「ハルビン市の街の外観を管理する管理委員会事務局」（原語は、「哈尔滨市市容管理委員会」）の略称である。
- 44) 黄綺ほか編（前掲注 22）174 頁。
- 45) 工商局という名称は、外国の方にとっては馴染まない名称であると思われるが、中国においては、これが総合的な经济管理機関であり、主に企業の設立管理、市場管理、商標登録管理、広告管理、経済契約管理などの任務を負っている。
- 46) 「市場経済活動における地域封鎖の禁止に関する規定」（2001 年 4 月）の公布が、行政的独占問題を解決する上で大きな役割を果たすことは事実である。しかし、これは行政法規であるにすぎないため、執行力が足りない。したがって、独占禁止政策法を制定する必要性は依然として大きい。
- 47) 中国における「行政処分」とは、国家行政機関が法律、法規に基づき、また、行政組織上の権限に基づき、国家機関職員の違法行為、職務怠慢等に課す 1 種の行政的制裁措置である。行政処分権を有する国家行政機関には、2 種類ある。1 つは、国家行政主管機関であり、もう 1 つは、国家行政監査機関である。熊文釗『現代行政法原理』（法律出版社、2000）483 頁。
- 48) 王晓晔「依法規範行政性限制競争行為」（王晓晔編『反垄断法与市場経済』法律出版社、1998）152 頁。
- 49) 王晓晔「中国反垄断立法的作用、現状と問題」（王晓晔編『反垄断法与市場経済』法律出版社、1998）92 頁。
- 50) 国家工商行政管理局は、中央政府においては、國務院の直接の指揮下にある。また、各省には省、県、市等のレベルで工商行政管理局が置かれている。
- 51) 黄綺ほか編（前掲注 22）112～113 頁。
- 52) 中国の法学界の競争法についての関心は政府に比べて薄く、法学者は 80 年代の中期になってようやく競争法について研究を始めた。その原因の 1 つは、競争法は典型的な経済法であったことにある。伝統的な大陸法系の法学者は競争法について深く研究せず、その主たる関心は、改革開放の初期においては、伝統的法学の回復にあった。そこでは、生まれたばかりの経済法学の力はまだ弱く、経済法が法学界で最低限度の「適法的」地位を得るために、多大の精力を「正統な」民法学の崇拝者との論争に費やさなければならず、そのため速やかに競争法について研究を行うことができなかった（史際春（前掲注 29）160 頁）。
- 53) 王晓晔「我国反垄断立法の框架」（『法学研究』第 4 期、1996）3 頁。
- 54) 王家福・加藤雅信編『現代中国法入門』（勁草書房、1997）249 頁。
- 55) 國務院「市場経済活動における地域封鎖の禁止に関する規定」（2001 年 4 月）には、すでに刑事責任の規定が盛り込まれている。但し、基本法ではなく行政法規であるため、執行力が足りない。
- 56) 反不正当竞争法第 30 条。
- 57) 張淑芳「行政壟断の成因分析及法律对策」（『法学研究』第 4 期、1999）109 頁。
- 58) 羅豪才『行政法学』（中国政法大学出版社、1996）67 頁。
- 59) 張淑芳（前掲注 57）109 頁。
- 60) 反不正当竞争法第 17 条。
- 61) 王学政「中国反垄断立法應注意的几个問題」（王晓晔編『反垄断法与市場経済』法律出版社、1998）25 頁。
- 62) アメリカの独禁法を執行する行政機関は、連邦司法省（反トラスト局）と連邦取引委員会である。連邦取引委員会は、大統領府から職権行使の独立性が保障されている（根岸哲・杉浦市郎編（前掲注 7）10 頁）。
- 63) 日本の公正取引委員会は、一般の行政機関と異なり、行政委員会として、一般行政的権限のほか、準立法及び準司法の権限が与えられている（独占禁止法 27 条以下）。
- 64) 羅豪才（前掲注 52）356 頁。
- 65) 張淑芳（前掲注 57）111 頁。
- 66) 張淑芳・前掲・同頁、張瑞萍『反垄断法理論与实践探索』（吉林大学出版社、1998）66 頁。
- 67) 松下満雄『経済法概説』（東京大学出版会、1993）24 頁。

主指導教員（沢田克己教授）、副指導教員（石崎誠也教授・國谷知史教授）